労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に基づく労使協定

株式会社ソフト工房と派遣従業員代表　鬼頭　拓万　とは、労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第１条　本協定は、派遣先でソフトウェア開発技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

２　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

３　株式会社ソフト工房は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第２条　対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第３条　対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表１の「２」のとおりとする。

（１）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和４年８月２６日職発０８２６第１号「労働者派遣法第３０条の４第１項第２号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」（以下「通達」という。）に定める「令和３年職業安定業務統計」（厚生労働省）の「ソフトウェア開発技術者」とする。

（２）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第６条のとおりとする。

（３）地域調整については、就業地が愛知県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「愛知県」により調整

（４）退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第３の４に定める合算により比較する方法とし、その額を別表１の「２」に定める額に６％を乗じた額（１円未満の端数切り上げ）とする。

第４条　対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表２のとおりとする。

（１）別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（２）別表２の各等級の職務と別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Ａランク：１０年

Ｂランク：３年

Ｃランク：０年

２　株式会社ソフト工房は、第７条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給の昇給を行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派

遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第５条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第６条　対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

（基本給及び賞与の決定）

第７条　基本給及び賞与の決定は、１年ごとに業務内容、勤務成績、業績等を総合的に勘案して決定します。勤務評価は公正に評価することとし、その勤務評価結果に基づき、別表２の備考１のとおり、賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第８条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第９条　労働者派遣法第３０条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第１０条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第１１条　本協定の有効期間は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの１年間とする。

令和５年３月３１日

株式会社ソフト工房
代表取締役　　柳原　崇　印

株式会社ソフト工房
派遣従業員代表　　鬼頭　拓万　印

別表１　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

（基本給及び賞与の関係）

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
１	ソフトウェア開発技術者	通達に定める職業安定業務統計	1,371	1,593	1,722	1,770	1,893	2,073	2,624
２	地域調整	（愛知県）105.3	1,444	1,678	1,814	1,864	1,994	2,183	2,764
３	退職後（６％）上乗せ後		1,531	1,779	1,923	1,976	2,114	2,314	2,930

別表２　対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Ａランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	1,550～	775	2,325		2,314	１０年
Ｂランク	中級ソフトウェア開発技術者（Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,320～	660	1,980	≧	1,976	３年
Ｃランク	初級ソフトウェア開発技術者（Exel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,100～	550	1,650		1,531	０年

（備考）

１　賞与については、１年ごとの勤務評価の結果により、Ａ評価（標準より優秀）であれば基本給額の６０％相当、Ｂ評価（標準）であれば基本給額の５０％相当、Ｃ評価（標準より物足りない）であれば基本給額の４０％相当を支給する。

２　未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、Ｃ評価（標準より物足りない）とみなして支給する。

３　同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるＢ評価の場合の額によることとする。